

## 出向・配置転換の不当性

中嶋哲彦（愛知工業大学）

### 問題の核心

強制的な出向が、

- ・ **生徒**の心を傷つけ、学びと成長の場や機会を壊す。
- ・ 教師として生きようとする**教員**の人生を傷つける。
- ・ **奈教大附小**が積み上げた研究的教育実践の成果を否定する。
- ・ **全国の学校・教師**の教育課程編成・教育実践を萎縮させる。

しかも、

この出向には、**正当な理由も、法的正当性もない。**



奈良教育大学は、附小の教育課程・学校運営には「不適切」な点があったと断定し、その改善策の一つとして、複数の附小教員に対して出向または配置転換を命じた。また、来年度以降も引き続き、附小教員を公立学校に出向させるとしている。

しかし、附小の教育課程・学校運営に「不適切」な点があったと結論づけた調査委員会の調査には見過ごすことのできない重大な誤りが多く含まれている。奈良教育大学としての最終判断には、調査委員会報告とのズレも認められる。仮に一部に「不適切」な点があったとしても、附小の教育課程・学校運営は全体として適切に行われており、児童・保護者から厚い信頼を得ているほか、全国の教育関係者から高い評価を得ていた。「不適切」との判断自体に重大な誤りがあり、その判断に基づく出向・配置転換には正当性が認められない。

奈良教育大学には附小教員に対して出向または配置転換を命ずる権利があるとしても、附小教員には附小に勤務し続ける権利が認められなければならない。奈良教育大学の出向・配置転換命令の適法性が認められるためには、附小教員を出向または配置転換を命じなければ解消できないほどの「不適切」の存在が立証されなければならない。

むしろ、出向と配置転換によって附小教員を排除し、来年度以降もこれを継続することで、附小の教育課程・学校運営が根本的に破壊されかねず、附小の教育活動に期待する児童・保護者に多大な不利益をもたらす可能性がある。奈良教育大学による出向・配置転換命令は附小の教育活動を混乱させており、学校管理として不適切であり、附小に対する不当な支配（教育基本法第16条）を構成する可能性もある。

さらに、奈良教育大学は本件出向が文部科学省の要求に応じておこなわれるものであると説明しているが、この要求は学校の管理運営に対する不当な支配にほかならず、奈良教育大学はこれに屈するべきでなかった。

## 1. 出向・配置転換の背景

奈良教育大学は、「奈良教育大学附属小学校における教育課程の実施等の事案に係る報告書」（2024年1月9日、以下「学長報告書」）で、「不適切事項の発生要因」の一つに「当校への監査が不定期であり、また、情報公開、外部評価等、開かれた学校としての運営が不十分であった。また、公立小学校との相互人事交流が受入れのみに留まっていたなど、閉鎖的な側面があった。」を挙げ、「組織改善」のため「【教員人事】教員養成大学の附属学校教員として、当校以外の学校における教育課程や学校運営等に関する理解を深めるため、奈良県教育委員会や当機構内における相互の人事交流を実施する(令和6年4月)。」とした。

他方、奈良教育大学は、奈良県教育委員会との間で締結していた交流協定を2024年3月31日いっぱいまで廃止し（これに伴って、附小の教諭として勤務していた公立学校教員はすべて公立学校に戻る事となった。）、学長報告書にいう「相互の人事交流」は「相互の出向」として実施されることとなった（「奈良教育大学附属小学校における教員人事交流による出向等に関する方針」（2024.1.19学長裁定、2024.2.13改訂ママ））。また、奈良教育大学が当初出向させることを予定していた教員のうち1人は、2024年4月1日付けで奈良県教育委員会教育次長に就任することが予定されていたため、学内の他部署への配置転換となった。

このことから、今回の出向及び配置転換が、学長報告書において奈良教育大学附属小学校（以下、附小）の「教育課程の実施」及び「管理運営」に不適切な点があったと結論づけたことと密接不可分な関係にあることは明らかである。

## 2. 調査目的の不当性

- ・奈良県教育委員会教育長は当初、その権限がないにもかかわらず、附小の教育課程や教科書使用状況について、附小校長に文書提出を求め、自ら調査しようとした。（**違法な調査・文書提出要求**）
- ・奈良教育大学が、奈良県教育委員会等による不当な支配の可能性につき調査・検討した形跡はなく、附小の教育課程・学校運営は不適切であるとの予断をもって調査を開始した。
- ・他方、奈良教育大学は、附小の学校設置者として、附小の教育実践の優れた点を正当に評価し、一面的な評価が行われないようにすることもしていない。（**不当な支配からの学校・教職員を保護する義務の懈怠**）

## 3. 調査の方法の不当性

- ・附小の教職員からの意見を聴取することなく、調査委員会を設置。（**一方的な調査**）
- ・長期間・長時間に及ぶ執拗な聞き取り調査を実施し、学校運営を阻害するとともに、教職員の心身に過大な負荷をかけた。

#### 4. 調査委員会の調査報告書の不当性

- ・ 教育課程編成は、各学校において児童の実態に即し、研究的教育実践の成果に基づき編成実施するものである。学校は学習指導要領を大綱的基準としてそれぞれ教育課程を定め、また教員は学校の教育課程に基づいて教科教育などの教育活動を行っているが、具体的な教育活動においては個々の教員の裁量に委ねられる部分も多い。奈良教育大学は、学習指導要領及び教師用指導書（教科書ごとに教科書会社が作成した資料であり基準性はない）を固定的な尺度として附小の教育課程やその実施状況を評価した。**（教育課程への無理解）**
- ・ 附小の教育課程編成の意図や教育実践のねらい、そしてそれらの成果を適切に評価することなく、調査委員会が予め設定した判断基準を機械的に適用**（片面的な事実の摘示と、形式的判断基準に基づく一面的評価）**
- ・ 教科書会社が作成した教師用指導書に記載された各単元の時数を基準とし、単元の指導時数がそれより少ない場合には「指導不足」と認定**（判断基準設定の過誤）**
- ・ 論理の破綻
  - ex. 調査委員会は、校長が自らの権限が制約されたと感じた背景には、附小における教職員皆で議論して意思決定する慣行と、公立校から来た校長の学校運営に関する認識の間に齟齬があったとの判断を示したが、問題がすべて前者に由来するものとした。

#### 5. 学長報告書の不当性

- ・ 調査委員会報告書の記述に基づかない判断
  - ex. 調査委員会報告書では校長が訴えた「否決、保留、不同意、継続審議」の事実は確認できず、校長の権限が制約されたとは認定できない旨を記述しているのに、学長報告書では「事実上、校長の権限を制約する」ことがあったと決めつけた。

#### 6. 出向方針の不当性

- ・ 奈良県教育委員会との交流協定に基づき公立学校教員を受け入れていた。学長報告書は、「公立小学校との相互人事交流が受入れのみに留まっていたなど、閉鎖的な側面があった」と言うが、研究的教育実践を継続的に推進し、その成果にもとづいて公立学校教員に長期研修の機会を提供するという附属学校のミッションを具現化した取り組みである。**（国立大学附属学校における人事交流のあり方）**
- ・ 人事交流協定を破棄し、強制的な出向のみとすることで、研修の自主性・自発性（教育公務員特例法第22条）を毀損するとともに、人事交流で附小に勤務していた教員を公立校に戻すこととなりかえって人事交流を阻害することとなった。**（人事交流協定廃止による教員研修の阻害）**

#### 7. 出向による附小の機能不全

- ・ 2024年4月の人事異動で、本件出向・配置転換のほか、人事交流協定の破棄などにより、多くの教員が附小を去ることとなった。さらに、奈良教育大学は2025年以降さらに大規模な出向を予定している。これにより、附小がこれまで児童に提供してきた教育・指導・支援の継続が困難に直面している。附小の児童・保護者にこのことに多大な不安を抱いており、具体的な不利益も生じている。附小の設置者である奈良教育大学は附小の教育実施に責任を有するところ、本件出向方針の採用によって附小の適正な業務遂行を阻害している。奈良教育大学は出向方針を決定する際に附小の教育継続について考慮しなければならなかったが、

それを怠った。（附小の機能不全がもたらす児童の不利益に対する事前アセスメントの欠如）

#### 8. 個別出向命令の不当性

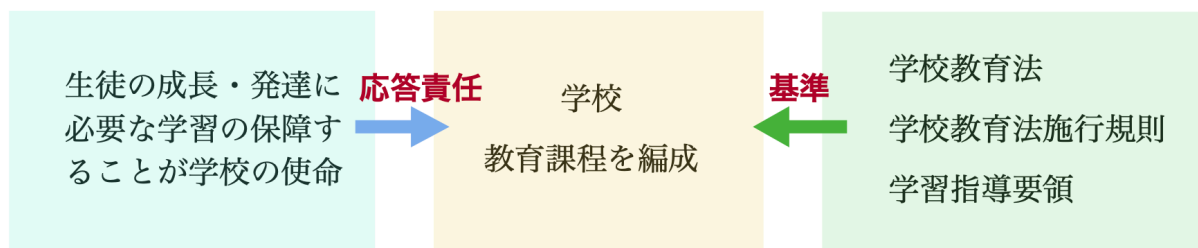
- ・奈良教育大学は、管理職等、附小の教育課程編成及び学校運営に重要な役割を果たしてきた教員に対して出向を命じた。奈良教育大学は人事交流の必要があったと主張するが、附小を中核的に担う教員を出向させる背景には附小の教育課程・学校運営を徹底的に破壊する意図があったと見るべきである。（**学校設置者による不当な支配**）
- ・教員の希望に基づいて実施される既存の人事交流制度をわざわざ廃止して一方的に出向を命ずるものであり、出向に名を借りた事実上の懲戒処分である。

#### 9. 文部科学省の不当な要求

- ・奈良教育大学は本件出向が文部科学省の要求に応じておこなわれるものであると説明しているが、この要求は学校の管理運営に対する不当な支配にほかならず、奈良教育大学はこれに屈するべきでなかった。（**文部科学省による不当な支配と、奈良教育大学の附属学校保護義務違反**）

レスポンスィビリティ コンプライアンス

### 応答責任と法令遵守



学校は、子どもの成長・発達を考慮して、教育課程を編成・実施（**教育課程編成権**）。

学習指導要領は、学校が教育課程を編成するときの、国の基準。

しかし、学習指導要領の一言一句が法規ではない（**大綱的基準**）。

学校には一定の**自由度（裁量）**がある。**広くとらえる立場 vs. 狭くとらえる立場**。

**応答責任（レスポンスィビリティ）**を果たすためには、**自由度は広くあるべき**。

※ 「自由で創造的な教育実践が奪われる：奈良教育大学附属小学校『不適切』指導・運営問題の実態」 『世界』2024年8月号（岩波書店）に、4ページに短い論考が掲載される予定です。